

開示等の手続きに関する説明

1. 開示等の求めの受付先

- 当社、保証会社ポケットカード株式会社に開示を求める場合には、次の窓口にご連絡ください。なお、保証会社が独自に収集した個人情報については、直接保証会社にご連絡ください。

当社お客様相談室
〒170-6018 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン 60 ファミマクレジット株式会社 お客様相談室 電話番号 03-5957-0016 受付時間 9時00分から17時00分まで (土日祝祭日を除く)

※ご来社されても対応できませんのでご了承ください。

- 通常の取引状況(クレジット契約のお申込みの有無、クレジットの利用可能枠、暗証番号など)に関するお問合せは、次の窓口までご連絡ください。

(1) ファミマカード会員

ファミマ・カスタマーセンター
電話番号 0120-719-230 (固定電話・携帯電話・PHS共通) 受付時間 9時00分から18時00分まで (年中無休)

(2) ファミマTカード会員

ファミマTカードサービスデスク
電話番号 0120-230-553 電話番号 0570-064-230(携帯電話専用) 受付時間 9時00分から21時00分まで (年中無休)

(3) TSUTAYA Wカード(ファミマクレジット)会員

ファミマクレジット TSUTAYA Wカード サービスデスク
電話番号 0120-606-230
電話番号 0570-064-778(携帯電話専用)
受付時間 9時00分から18時00分まで (年中無休)

※「一部の開示対象個人情報(ご住所、ご職業、お電話番号、メールアドレス等)の開示」、「内容の訂正・追加等の変更」、「メールマガジンの配信停止等の利用停止」については、当社ホームページのお客様専用ページから行うことができます。

■当社が加盟する個人情報情報機関に開示を求める場合には、各個人情報情報機関にご連絡ください。

2. 開示等の求めに際して提出すべき書面その様式、その他の開示等の求めの受付方法

■開示等の求めをすることができる方は、次の方に限られます。

・ご本人

・ご本人の代理人

(ア)未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(イ)開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人(任意代理人)

法定代理人	親権者	本人が未成年者のとき
	未成年後見人	未成年者に対し親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき
	成年後見人	成年者に後見開始の審判があったとき
任意代理人	ご本人が開示請求を委任したとき	

■開示等の求めには所定の申請書及び本人確認書類等が必要です。

開示等の求めを行う場合は、当社所定の申請書に、所定の事項をすべてご記入のうえ、本人確認のための書類等を同封しご郵送ください。

■申請書及び本人確認書類等の郵送先は次の場所をお願いいたします。

当社お客様相談室
〒170-6018
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン 60
ファミマクレジット株式会社 お客様相談室

■確認のための電話連絡をさせていただきます。

申請書及び本人確認書類等が当社に郵送された場合、「ご本人」に開示等申請を行った旨、及びその理由について確認のため、当社から電話をさせていただく場合がございます。

また、任意代理人から申請書及び本人確認書類等が当社に郵送された場合、「ご本人」に任意代理人との関係、及び委任した理由について確認のため、当社から電話をさせていただくことがございます。

また、任意代理人が弁護士又は認定司法書士である場合は、必要に応じて所属の弁護士事務所又は司法書士事務所に在籍確認をさせていただくことがございます。

3. 開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

■本人確認のためご用意いただく書類の説明■

<ご本人が申請される場合>

ご本人自身に関する証明書が必要となります。

写真付き公的機関発行の証明書の場合は、以下のうち1点が必要です。

写真なし公的機関発行の証明書の場合は、以下のうち2点が必要となります。

写真付き	写真なし
運転免許証	健康保険証
旅券(パスポート)	国民年金手帳
写真付き住民基本台帳カード	厚生年金手帳
外国人登録証明書	* 戸籍謄本(抄本)
船員手帳	* 住民票
その他公的機関が発行する写真付証明書	* 実印と印鑑登録証明書
	* その他公的機関が発行する証明書

* は公的機関の発行した原本が必要となります。* 以外の公的機関発行の証明書は、写し(コピー)をご用意ください。

なお、いずれの証明書についても「有効期限内」のものか、又は発行日から3ヶ月内のものに限ります。

<代理人の方が申請される場合>

ご本人自身に関する証明書の他に、代理人自身に関する証明書が必要となります。

写真付き公的機関発行の証明書の場合は、以下のうち1点が必要です。

写真なし公的機関発行の証明書の場合は、以下のうち2点が必要となります。

写真付き	写真なし
運転免許証	健康保険証
旅券(パスポート)	国民年金手帳
写真付き住民基本台帳カード	厚生年金手帳
外国人登録証明書	* 戸籍謄本(抄本)
船員手帳	* 住民票

その他公的機関が発行する写真付証明書	* 実印と印鑑登録証明書
	* その他公的機関が発行する証明書

* は公的機関の発行した原本が必要となります。* 以外の公的機関発行の証明書は、写し(コピー)をご用意ください。

なお、いずれの証明書についても到着時点で「有効期限内」のものか、又は発行日から3ヶ月内のものに限ります。

なお、任意代理人が弁護士又は認定司法書士の場合は、上記の代理人自身に関する証明書かわりに次の書面で確認させていただきます。

- (1) 当該弁護士に係る法律事務所の名称及び住所等の記載のある日本弁護士連合会発行の身分証明書等
- (2) 当該司法書士に係る司法書士事務所の名称及び住所等の記載のある所属司法書士会発行の会員証等

そのほか、代理人の資格を証明するための書類が必要となります。

代理人		代理人の資格を証明するための書類(例)
法定代理人	親権者	本人との関係が証明できる戸籍謄本、又は住民票
	未成年後見人	本人との関係が証明できる戸籍謄本、又は裁判所の選任決定書(写し)、又は後見登記の登記事項証明書
	成年後見人	裁判所の選任決定書(写し)、又は後見登記の登記事項証明書
任意代理人		開示請求の委任状(本人が自己の開示対象個人情報の開示請求を代理人に委任したもので、本人が署名し実印を捺印したもの)、及び本人の印鑑登録証明書

4. 開示対象個人情報の開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

開示を求める場合の手数料は無料です。

5. 開示等の求めの回答方法

■開示等の求めに対しては、原則として書面で回答いたします。

■開示等の回答など通知先は、次の場所に限らせていただきます。

当社に対して既に届出られている「ご本人」の住所又は利用明細書の通知先住所

なお、代理人の方からの開示等の請求があった場合も、「ご本人」の住所又は利用明

細書の通知先に郵送させていただきますのでご了解ください。

■開示等の求めにともない申請書及び本人確認書類等に記載された事項は、ご本人又は代理人の確認のために利用されます。また、調査のために委託先に提供されることがございます。

6. 開示等ができない場合についての説明

■次に定める場合は、開示対象個人情報であっても開示することができません。なお、開示ができない旨を決定した場合は、その旨、理由を明記し通知いたします。

- (1) 「申請書に記載されている住所」、「本人確認書類等に記載されている住所」、「当社の開示対象個人情報上の登録住所」が一致しないときなど本人が確認できない場合
- (2) 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- (3) 申請書に記載もれ、本人確認書類等や必要書類が同封されていない場合
- (4) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (5) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 他の法令に違反することとなる場合

■次に定める場合は、開示対象個人情報であっても訂正、追加又は削除(以下「訂正等」といいます。)はできません。なお、訂正等を行わない旨決定した場合は、その旨、理由を明記し通知いたします。

- (1) 利用目的から見て訂正等が必要でない場合
- (2) 誤りである旨の指摘が正しくない場合
- (3) 訂正等の申し出対象に開示対象個人情報が存在しない場合
- (4) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

■次に定める場合は、開示対象個人情報であっても利用停止、消去(以下「利用停止等」といいます。)はできません。なお、利用停止等を行わない旨決定した場合は、その旨、理由を明記し通知いたします。

- (1) 同意のない目的外利用、不正な個人情報の取得、又は同意のない第三者提供(以下「手続違反」といいます。)と認められない場合
- (2) 手続違反を是正するための必要な限度を超えている場合
- (3) 手続違反である旨の指摘が正しくない場合

■提出いただいた申請書及び本人確認書類等は返却できません。また、申請書及び本人確認書類等は、開示等の求めに対する回答後、6ヶ月を超えない期間保管し、その後破棄いたしますので、申請書類及び本人確認書類についての開示等は受け付けることができません。

7. 個人情報に関して管理の責任を有する者

■ファミマクレジット株式会社

個人情報管理責任者

連絡先: 1. に定める「お客様相談室」と同じ。

以上